障生第２６２３号

平成３１年３月２９日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

**障がい児通所支援における看護職員加配加算の届出について（通知）**

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

　さて、障がい児通所支援における看護職員加配加算については、各加算区分の対象となる医療的ケア児の前年度の延べ利用人数を用いて、当該年度の加算区分を判定することとされています。

　つきましては、平成30年4月から当該加算を届け出ている事業所は、下記及び別添をご確認のうえ、平成31年度の加算区分を判定し届出をお願いします。

　なお、平成30年度中の実績が1年未満の事業所におかれても、算定開始3月後に届出をお願いしているところですので、遺漏のないよう願いします。

記

**１　届出を要する事業所**

**平成30年4月から看護職員加配加算の体制を届け出ているすべての事業所**

**※加算区分の変更等がなくても届出が必要です。**

　　　（前年度の実績が1年未満の事業所においても、算定開始から3月経過後に届出が必要です）

**２　提出期間**

**平成31年4月1日（月）～平成31年4月19日（金）【必着】**

**３　提出先・提出方法**

平成31年度から、障がい児通所支援にかかる指定・指導権限を中核市に移譲しますので、中核市（東大阪市、豊中市、枚方市、高槻市、八尾市、寝屋川市）に所在する事業所は各市へ、その他の市町村に所在する事業所は大阪府へ**郵送**で提出してください。

　　※　郵送先は裏面をご確認ください。

**４　届出後の加算の適用開始**

**平成31年4月のサービス提供分から**適用します。

**≪郵送先≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府 | 〒５４０－８５７０（住所記載不要）  大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 東大阪市 | 〒５７７－８５２１　東大阪市荒本北一丁目１番１号 東大阪市 子どもすこやか部 子ども見守り課 |
| 豊中市 | 〒５６１－８５０１　豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階 豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係 |
| 枚方市 | 〒５７３－８６６６　大阪府枚方市大垣内町２－１－２０ 枚方市 福祉部 福祉指導監査課 法人・障害福祉事業者グループ |
| 高槻市 | 〒５６９－８５０１　高槻市桃園町２番１号　総合センター１４階 高槻市 福祉指導課 障がい福祉事業チーム |
| 八尾市 | 〒５８１－０００３　八尾市本町1-1-1 八尾市 地域福祉部 福祉指導監査課 |
| 寝屋川市 | 〒５７２－８５６６　寝屋川市池田西町２４番５号  寝屋川市 福祉部 指導監査課 |

**５　判定方法**

各加算区分の要件に該当する障がい児の**前年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の延べ利用人数**を、**前年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の開所日数**で除して、加算の判定に用いる**（医療的ケアが必要な）障がい児の数**を算出し、平成31年度の加算区分を判定します。

**６　届出書類**

**<必ず提出する書類>**

**・看護職員加配加算に関する届出書**

**・看護職員の配置状況**

**<加算区分の変更や加算の算定を取下げる場合に、追加で提出する書類>**

**・障がい児通所給付費算定にかかる届出書兼体制状況一覧表**

届出書類の様式は、府ホームページに掲載しています。

　　　≪府ホームページ　看護職員加配加算の届出について≫　<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/kango_minaosi.html>

　　　※中核市の事業所も、府ホームページに掲載している様式で届け出可能です。

**※算定開始から3月経過後の見直しについて**

当該加算の算定開始から3月経過後、加算区分の要件に該当する障がい児の３月間の延べ利用人数を、３月間の開所日数で除して「医療的ケアが必要な障がい児の数」を算出し、加算区分を見直すこととなっています。

　各事業所における**算定開始から3月経過翌月の15日までに上記の届出書類を提出してください。**

（例：平成31年2月算定開始⇒2,3,4月の実績により判定⇒5月15日までに届出

　　　⇒５月サービス提供分から適用）

<連絡先>

大阪府 福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4487